平成２３年（フ）第２３号
高知市長浜98番地33
債務者　岡林　大城
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
高知市長浜98番地33
債務者　岡林ひろみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０号
福岡県大牟田市天領町１丁目34番地　川口方
債務者　勝山真奈美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県大牟田市上官町１丁目６番地６
債務者　大津　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２４号
福岡県大牟田市南船津町４丁目12番地８
コーポ南船津201号
債務者　池田　上二
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙3968番地１
債務者　田中　久江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３８号
佐賀県西松浦郡有田町二ノ瀬甲1584番地１
債務者　山脇冨士子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙2126番地４
債務者　岩永　和彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４３号
佐賀県杵島郡白石町大字坂田2762番地２
債務者　江口　由美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第４９号
佐賀県武雄市山内町大字大野6374番地１
債務者　古賀　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５７号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和43番地16　ロマネスクローズ102号
債務者　野口亜紀子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３２号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第６地割64番地２　ペアレントハウスＡ205号
債務者　本舘早輝子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８３号
盛岡市天昌寺町９番46号　野々村アパート４号
債務者　熊谷　智枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６３号
福島県郡山市芳賀１丁目６―12　ドミトリー芳賀Ａ号棟101号室、住民票上の住所福島県岩瀬郡鏡石町南高久田388番地２
債務者　根本　利勝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５１３号
埼玉県川口市芝２丁目１番22号
債務者　門脇　俊弘
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
千葉県野田市春日町25番地の15
債務者　飯沼　英二
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１４７号
埼玉県川口市大字西新井宿1041番地の11
債務者　飯沼　達夫
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１７３号
千葉県松戸市小金原７―１―13―406、住民票上の住所茨城県稲敷市角崎1461番地７
債務者　船田　優二
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部